

仕 様 書

業 務 名 「左京・地域ゆかりの文化発信・継承プロジェクト」に係る、左京区の伝統文化・伝統行事のPRに向けた展示物作成及びPRイベント実施業務

発 注 者 左京・地域ゆかりの文化実行委員会

数 量 一式

委託期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

目 的 左京区の無形民俗文化財を中心に、左京区の伝統文化・伝統行事を継続的に、幅広くPRすることを目的とした展示物を制作するとともに、その完成上映会等のイベントの実施などを通じ、左京の伝統文化・伝統行事の魅力を幅広く発信するもの。

制作する展示物に関しては、伝統文化・伝統行事そのものの映像等のみではなく、それに携わる「人」や「思い」に焦点を当てたものとし、将来的な担い手となり得る層に対して訴求できるものとする。

そ の 他 当該業務の履行については、下記の仕様によるものとする。

記

1 委託業務の内容

(1) 展示物（映像）制作について

ア 左京区の伝統文化・伝統行事を継続的に、幅広くPRすることにより、映像の視聴者が、左京区内の伝統文化・伝統行事の魅力に触れていただくとともに、携わっている人々の思いが伝わるよう、伝統文化・伝統行事の紹介及びその「担い手」や、その担い手を受け入れている保存団体等に対するインタビュー記事等を含めたものとする。

イ 展示物（映像）制作に当たっての取材対象の選定については、担い手をその保存団体等の外部から幅広く受け入れている伝統文化・伝統行事を選定することが望ましい。最終的な選定に当たっては事務局と協議すること。

ウ 「担い手」の意味は、それぞれの伝統文化・伝統行事によりかなりの幅があるため、「担い手」の定義については、事務局及び保存団体等と十分協議して定めること。

エ 展示物（映像）は、主に大学生世代等若年層に対する発信として、効果的な内容を含むこと。

オ 展示物（映像）は年間1～2本を制作すること。動画1本当たりの長さは概ね10分程度とし、対象とする伝統文化・伝統行事の選択、構成、ナレーション及びテロップ、クレジットについては、それぞれ適切な段階で発注者と協議のうえ、決定すること。

カ 展示物（映像）制作に必要な撮影（ハイビジョン）や編集を行うこと。出演者や協力者に

関する交渉も原則として受託者において行うこと。受託者による交渉が難しい場合は事務局に相談すること。

なお、撮影に際して必要となる、使用料、出演料、謝礼金等の費用は委託料に含む。

キ 動画における肖像権、差別用語等の人権に関する配慮及び個人情報については十分に注意を払うこと。人物を撮影する際は、必要な肖像権の処理を行うこと。

ク 動画の加工・編集、音楽、音声やナレーション及びそれらにかかる字幕の付加、テロップの付加などの編集作業を行い、わかりやすい内容の構成とすること。外国人への発信に向け、英語字幕入りのものも制作すること。また、字幕、テロップ等については初期案の段階のものからワードデータ等編集が可能な形式のデータファイルで提出すること。

ケ 大型スクリーン（200 インチ程度）等での上映も考慮に入れ、相応の画質・品質とすること。

コ 展示物（映像）制作に当たり、伝統行事における重要箇所（伝統行事にまつわる寺社仏閣や古道、歴史的な背景等）の情報を得た場合、事業全体の実績報告書に記載しておくこと。（ウのとおり、展示物（映像）の内容に盛り込んだ場合はこの限りではない。）

(2) イベント運営について

ア 上記(1)の展示物等を使用した上映会等のイベントにおける全体進行管理及び会場設営を実施すること。

イ イベントの運営（司会を別途再委託する場合は、その謝礼を含む。）

※ イベントに当たっては、展示物を制作した伝統文化・伝統行事の保存団体から講師として複数名、登壇等すること。

ウ イベントレポートの作成を行い、参加者の感想などをアンケート形式で取りまとめること。

エ イベントに係る全体の企画・ディレクション（イベント及び展示物に係る内容・質の点検と是正、発注者との協議調整）

オ イベントの周知に関するチラシ・パンフレット・ポスター等（例示）の編集制作及び印刷製本。内容としては、PRする伝統文化・伝統行事への理解を深められるものとし、制作に当たっては発注者と協議すること。パンフレット等イベントの際に配布するツールを作成する場合は、発信する伝統文化・伝統行事の周辺地域を訪れる際に役立つ情報（周辺地域の魅力情報やまち歩きルート設定等）を盛り込むことが望ましい。

カ イベントの運営に当たっては、他の事業者が主催するイベントへのブース出展等も可能とする。ただし、独自事業であることが分かるよう、オで作成する印刷物作成の際に文言等に留意し、発注者の校正を受けること。

(3) 広報業務（情報発信）

制作する展示物に係る広報について、ソーシャルネットワーキング・サービス（SNS）の活用等、京都市の広報媒体に限らず、出演者に係る広報媒体の活用等について、幅広く検討すること。

ア SNS 発信、メディア対応業務

イ 展示物に係るキュレーション業務

ウ 区内外・国内外に向け幅広く発信する方策の検討・実施

(4) その他

ア 上記(1)～(3)は必須項目であり、上記に定めのない事項については、その都度発注者と協議のうえ決定するものとする。

イ 事業全体における実績報告書について、(3)の事業終了後、令和7年3月15日までに作成のうえ提出すること。

2 スケジュール

本事業は、概ね次のスケジュールにより実施する。ただし、発注者と協議して進めること

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| ・ 契約後～ | 上映会等イベント準備（展示物の制作含む） |
| ・ 11月～3月 | 上映会等イベント実施、発信開始 |
| ・ イベント終了後 | 総括、実績報告 |
| ・ 通年 | 発注者との協議を月1～2回程度実施（メール、対面、電話等） |

3 委託金額に含まれる受託者の費用負担

- (1) 謝礼（上記イベント時に講演、出演等を行う講師等。延べ5名程度を想定）
- (2) 展示物原稿料
- (3) 展示物編集費
- (4) 展示物制作費
- (5) イベント周知チラシ作成費
- (6) イベント運営費（会場使用料・証明、音響器具等レンタル、当日配付資料作成含む）
- (7) 会場設営費（会場使用料・機器使用料のほか会場設営に係る一切の費用）
- (8) 資料・報告書等作成に係る経費（印刷費含む）
- (9) 不測の事態に起因する各種キャンセル費用
- (10) その他、左京・地域ゆかりの文化実行委員会が認める経費

4 委託料の支払い方法

委託料は、事業完了後、上記で認めた経費について精算払いすることとする。

5 提出物

次に掲げるものは、書面及び電子データにより作成後速やかに提出することとする。

- | | |
|---|----------------------------|
| ・ 制作した展示物（映像）（データのみ） | MP4データ等（HD形式）
1式及びDVD2枚 |
| ・ 素材データ（展示物に使用しなかった映像を含む。作品ごとのファイルに、撮影順に整理したもの） | MP4データ等（HD形式）
1式 |

- ・ 上映会実施報告書（記録写真含む） 1 部（3 月 15 日まで）
- ・ 肖像権等の権利処理関係の取り交わし書類、出演料などの領収書の控等一式 1 部（3 月 15 日まで）
- ・ 事業全体に係る実績報告書（実施業務の概要を記載） 1 部（3 月 15 日まで）
- ・ 精算書（経費支払状況を記載） 1 部（3 月 15 日まで）
- ・ その他左京・地域ゆかりの文化実行委員会が指示するもの 1 式

6 注意事項

- (1) 本業務受託者は、担当者が指定した期日ごとに展示物を提出することとし、また、展示物の制作方針、編集方針等は事前に発注者と十分協議のうえ制作に取り掛かること。
- (2) 本業務受託者は、この業務で知り得た個人情報は「個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取り扱うこと。
- (3) 担当所管の所持する資料のうち、調査に必要な資料は別途貸与するが、丁寧に取扱い、調査の完了後は、速やかに返納すること。なお、貸与を受けた資料及び調査の成果は、許可なく外部に漏らしてはならない。
- (4) 本業務受託者は、展示物の納品後、明らかな不具合があった場合、発注者の指示に従って速やかに対処・改善すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項、あるいは細目について実施上疑義が生じたときは、その都度発注者と協議を行うこと。
- (6) 発注者は、受託者から事前に連絡を受けた上で、受託者が自社の広報目的で会社案内等にその著作物の一部を使用することを認める場合がある。
- (7) 本事業における成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）は、左京・地域ゆかりの文化実行委員会に帰属するものとする。また、受託者は展示物及び素材データの著作権者による再編集、あるいは著作権者が許可した WEB・放送等への利用に異議申し立てはしないこととする。
- (8) 本事業の遂行に当たり個人情報を取り扱う場合は、京都市個人情報保護条例を遵守すること。

以上